

多摩立川保健所地区施設給食協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、多摩立川保健所地区施設給食協議会と称す。

(事務所)

第2条 本会は、多摩立川保健所地区（立川市・昭島市・国立市・国分寺市・東大和市・武蔵村山市）の特定給食施設をもって組織し、事務所を会長施設におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、健康増進法と食品衛生法に基づき、施設給食の運営と技術の向上並びに喫食者と家族の健康増進を図り、もって地域社会の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行うものとする。

1. 施設給食の管理運営に関すること。
2. 施設給食の栄養及び衛生管理の徹底に関すること。
3. 施設給食に関する相互の技術研究と調査に関すること。
4. 会員相互の連絡、親睦並びに資質の向上に関すること。
5. 喫食者と家族の健康増進に関すること。
6. その他、会の目的達成のために必要な事項。

第3章 会員及び役員

第5条 会員は、正会員と賛助会員とする。

2. 正会員は多摩立川保健所地区（立川市・昭島市・国立市・国分寺市・東大和市・武蔵村山市）で特定給食施設を営む団体又は個人とする。
3. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業を援助する団体又は個人とする。

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員になるには、所定の加入申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員になるには、会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費、寄付金、その他の拠出金は、その理由のいかんを問わず返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める届出をして退会することが出来る。

(役 員)

第9条 本会には、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 運営委員会 10名程度 (会計2名を含む)
4. 会計監事 2名

(選 任)

第10条 会長、副会長、運営委員及び会計監事は、総会に於いて選出し、承認を受ける。その任期は2年とし、再任を妨げない。欠員により役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
3. 会計監事は、会計を監査し総会に報告する。

(顧問及び相談役)

第12条 本会に名誉会長及び相談役を置くことが出来る。

第4章 会 議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、正会員をもって構成され、本会の最高議決機関であって毎年1回、会長がこれを招集する。

2. 会長が必要と認めた時は、臨時総会を招集することが出来る。

(総会の決議事項)

第15条 総会は、会則の決定、役員を選出、事業計画及び予算の承認、その他主要事項を審議決定する。

(役員会の招集)

第16条 役員会は、総会の議決事項の執行機関であって、必要に応じて、会長がこれを招集する。

(会の成立)

第17条 総会は1/2(委任状を含む)以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもってこれを決する。

第5章 会 計

(会 計)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(資産の管理)

第19条 本会の資産は、会長がこれを管理する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算報告)

第21条 毎年度終了後、会長は、事業報告及び決算報告書を作成し、総会に報告しなければならない。

(会費及び納入方法)

第22条 本会の会費は、次のとおりとする。

1. 正会員は、年会費10,000円とする。
2. 賛助会員は、年会費10,000円とする。
3. 会費の納入は、原則として、定期総会の時に納入するものとする。

附 則 本規約は、昭和54年5月9日より実施する。

昭和56年4月20日	一部改正
昭和59年4月26日	一部改正
昭和60年4月26日	一部改正
昭和61年4月24日	一部改正
平成元年4月27日	一部改正
平成4年4月27日	一部改正
平成7年4月20日	一部改正
平成9年4月22日	一部改正
平成10年4月21日	一部改正
平成11年4月20日	一部改正
平成16年4月16日	一部改正
平成21年4月21日	一部改正
平成23年4月20日	一部改正
平成25年4月24日	一部改正
平成26年4月23日	一部改正 (案)